

## 資料 2

第4期中期目標期間における国立大学法人運営費  
交付金の在り方に関する検討会（第1回）  
R2.10.30

### 第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会運営規則（案）

令和2年10月 日  
第4期中期目標期間における国立大学法人  
運営費交付金の在り方に関する検討会決定

第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の議事の手続きその他検討会の運営に関しては、以下のとおりとする。

（座長）

第1条 検討会に座長を置く。座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事の公開）

第2条 検討会は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 座長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
  - 二 前号に掲げる場合のほか、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼす恐れがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合
- 2 新型コロナウイルス感染症対策等の理由により、委員等関係者以外の検討会会場への入室を制限する場合又はWEB会議システムを用いて検討会を行う場合、検討会の模様を動画配信することにより公開することとする。ただし、機材等の都合により動画配信を行えない場合、会議資料及び議事録の公開をもって代えることとする。

（検討会の傍聴）

- 第3条 検討会を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省高等教育局国立大学法人支援課（この条において「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けた者（この条において「登録傍聴人」という。）は、座長の許可を受けて、検討会を撮影し、録画し、又は録音することができる。
  - 3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、検討会を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
  - 4 登録傍聴人は、検討会の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨

げる行為をしてはならない。

- 5 座長は、登録傍聴人が、第二項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による事務局の指示に従わずに検討会を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(資料の公開)

第4条 座長は、検討会において配布した資料を公開しなければならない。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第5条 座長は、検討会の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。